

LPGAプロテスト規定

本規定は、LPGAが実施するLPGAプロテストの実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、別途定める申込要項及び実施要項の定めによるものとする。また本規定、別途定める申込要項及び実施要項に記載されていない新たな事項が発生した場合、全ての決定権はLPGAが保有している。

第1条(LPGAプロテスト)

LPGAプロテストとは、第1次予選、第2次予選、最終プロテストの総称をいう。

第2条(受験資格)

LPGAプロテストを受験する資格を有する者は、最終プロテスト開催年度4月2日時点で満17歳以上の女子(出生時)で、それぞれ次の表に定める各ステージの受験資格要件を満たす者とする。

ステージ	受験資格要件
第1次予選	受験資格要件は無いが、JGA/USGA HDCP Index5.0以下程度の実力を有する者を推奨する。
第2次予選	① 前年度最終プロテスト出場者 ② 第1次予選からの進出者 ③ 上記以外でLPGAが承認した者
最終プロテスト	① 当該年度TP単年登録者 ② 過去3年間及び当該年度の最終プロテストの第1日目の4週間前の日の属する週の日曜日までに開催された日本女子アマチュアゴルフ選手権の優勝者(ただし、本号による最終プロテストの受験は1度限りとする。) ③ 過去3年間及び当該年度の最終プロテストの第1日目の4週間前の日の属する週の日曜日までに開催された日本女子学生ゴルフ選手権の優勝者(ただし、本号による最終プロテストの受験は1度限りとする。) ④ 過去3年間及び当該年度の最終プロテストの第1日目の4週間前の日の属する週の日曜日までに本戦が開催された日本女子オープンゴルフ選手権のローアマチュア(ただし、本号による最終プロテストの受験は1度限りとする。) ⑤ 前年度の最終プロテストの第1日目の属する週の月曜日から、当該年度の最終プロテストの第1日目の属する週の前週日曜日までに本戦が開催されたステップ・アップ・ツアー各競技の優勝者(臨時登録者を含む。) ⑥ 第2次予選からの進出者 ⑦ 上記以外でLPGAが承認した者

第3条(競技方法)

各ステージの競技方法は、それぞれ次の表に定める通りとする。

ステージ	競技方法
第1次予選	① 3日間・54ホールストロークプレー ② 18ホール終了をもって競技成立とする。期間中に18ホールを終了できなかった場合は、別途日程を定め競技の成立を図る。
第2次予選	① 4日間・72ホールストロークプレー ② 54ホール終了時点で、各会場で掲示されている最終プロテスト進出順位に10打差までの者を第4ラウンドへの進出者とする。 ③ 36ホール終了をもって競技成立とする。期間中に36ホールを終了できなかった場合は、別途日程を定め競技の成立を図る。
最終プロテスト	① 4日間・72ホールストロークプレー ② 54ホール終了時点で、80位タイまでの者、または20位に8打差までの者のうちいずれか人数の多い方を第4ラウンドへの進出者とする。 ③ 4日間で72ホールを終了できなかった場合は予備日を使用する。予備日を使用してもなお72ホールを終了出来なかった場合は競技を短縮する。本競技は54ホール終了をもって成立する。 ④ 前号の定めにかかわらず、予備日を使用してもなお54ホールを終了出来なかった場合のみ、本競技は36ホール終了をもって成立する。

第4条(次ステージ進出者)

第1次予選及び第2次予選からは、各会場上位者が次ステージへ進出する。各会場から次のステージへ進出できる順位は、各会場で掲示を行う。

第5条(合格者)

1. 最終プロテストの競技終了時点で上位20位タイまでの者を、合格者とする。
2. 合格者には、翌年度のステップ・アップ・ツアー競技の出場資格を付与する。
3. 合格者には、翌年度のLPGA新人戦の出場資格を付与する。
4. 合格者は、翌年度に開催されるルーキーキャンプに参加しなければならない。
5. 合格者は、合格年度より受講回数が2回に満つるまで新人セミナーを受講しなければならない。

第6条(受験申込)

1. LPGAプロテスト受験を希望する者(以下「受験希望者」という。)は、受験申込(以下「申込」という。)の手続きをマイページ(LPGAがTP登録者及び臨時登録者のために開設するLPGAトーナメント専用ウェブサイトを用いる。)にて行うものとする。
2. 受験希望者は、各ステージでLPGAが定める方法、締め切り日までに申込の手続きを行わなければならない。締め切り日以降の申込は、理由の如何を問わず一切受け付けない。
3. 受験希望者は、各々に指定されている締め切り日までにマイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ(受付番号方式)決済のいずれかにより受験料を支払わなければならない。
4. LPGAプロテストの各ステージの受験料は、それぞれ次の表に定める通りとする。

ステージ	受験料
第1次予選	40,000円(消費税別)
第2次予選	60,000円(消費税別)
最終プロテスト	100,000円(消費税別)

5. 申込受け付け後の受験料は、LPGAが別途定める期日までに、LPGAに申込の取り消しを申し出た場合を除き返還されないものとする。
6. 受験希望者の申込の内容に虚偽の記載又は誤りがあった場合には、その事実が発覚した時点で受験資格を失うものとする。
7. 受験希望者の申込の手続きの確認は、選手自身が自己の責任において行うものとし、LPGAはその責任を負わないものとする。
8. 受験希望者への申込受け付け後の、LPGAからのLPGAプロテストに関する通達は、原則マイページにて行うものとし、受験希望者が確認を怠り、通達を確認できなかったとしても、LPGAはその責任を負わないものとする。
9. 受験希望者は、申込に際してLPGAが取得する当該受験希望者の個人情報、次に各号の目的の範囲内で第三者に提供及び公表することについて、予め同意することを要する。
 - ① LPGAトーナメント規約第5条に定めるLPGAトーナメント、QT規定に定めるQT、LPGAプロテスト、その他競技(以下「対象競技」という。)の開催及び運営を行うため
 - ② 対象競技の運営管理業務上必要とされる通知、照会、請求、案内、広報等の連絡を行うため
 - ③ 対象競技結果記録の保存及び公表するため
 - ④ 対象競技参加者の氏名及びプロ・アマの別、所属(所属クラブもしくは企業名、または学生の場合学校名及び学年)、競技結果を、主催者その他関係者(報道関係者を含むがこれに限らない)に対して適宜の方法により提供するため

第7条(レジストレーション)

1. LPGAプロテストに出場する選手(以下「選手」という。)は、当該競技の本戦の第1日目の前日(指定練習日)の第1組スタート1時間前から午後5時まで(ただしLPGAは、受付開始時間を予告なく早めることがある。)に、当該競技の会場内のLPGAルームにおいて、当該競技出場を最終確認するためのレジストレーションを行わなければならない。
2. 前項のレジストレーションを行わない者は、当該競技の受験資格を失い、当該競技に出場することができないものとする。

第8条(肖像権・放送権等)

選手は、その出場するLPGAプロテストに関して、LPGA又はLPGAの許可を受けた者により、写真、映画、テレビ、ラジオ、その他電子的媒体に撮影され通信・放送されることを承諾し、かつその出場競技に関する肖像権、著作権をすべてLPGAに譲渡するものとする。なお、本条が適用される期間は、当該出場競技の指定練習日から本戦が終了する日までとし、本条が適用される場所は、当該出場競技の実施会場内とする。

第9条(ルール・マナー)

選手は、次の各事項を遵守しなければならない。LPGAは、第10条の定めにかかわらず、選手が本条に違反した場合、当該選手に弁明の機会を与えることなく即座に会場からの退場を命ずることができる。

- ① 指定練習日以外にプレーを希望する者は、必ずゴルフ場に問い合わせを確認し、一般プレーヤーに迷惑を掛けないようプレーをすること。(球を2球打つことや、後続組を待たせてホールアウトしたグリーンで練習をしてはいけない。)
- ② 選手は、LPGAプロテスト会場に来場する際は、必ず上着(ブレザー、ジャケット等)を着用しなければならない。またスニーカーは着用してはならない。
- ③ 選手は、LPGAプロテスト会場でゴルファーとして望ましいウェアでプレーしなければならない。Tシャツ類、ジーンズ、迷彩柄のウェア、ポケットが膨らむヒダ付きカーゴタイプのパンツ及びスカート(レインウェアを含む)を着用してはならない。
- ④ 日本語対応に支障がある選手は、日本語の通訳ができる通訳者を帯同しなければならない。
- ⑤ 刺青(イレズミ)、タトゥーを施してはならない。
- ⑥ プレーヤーとしてあるまじき態度をとってはならない。
- ⑦ その他、LPGAが各ステージ及び各会場で定める事項。

第10条(禁止事項)

LPGAプロテストに出場した者(申込をしたが出場しなかった者を含む。以下本条内において「プロテスト出場者」という。)が、次の行為をしたとLPGAが認めるときは、LPGAは、当該プロテスト出場者に対し、口頭又は書面により意見を述べる機会その他弁明の機会を与えた上で、LPGAプロテストその他のLPGAの競技への一定期間の出場の禁止又は出場資格の取消その他の処分を科すことができる。

- ① 本規定、申込要項及び実施要項その他LPGAの規定に違反する行為
- ② 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則、LPGAローカルルールおよび競技の条件に違反する行為
- ③ 正当な理由なしに競技を欠場又は棄権する行為
- ④ プロテスト出場者、来場者その他関係者に対して暴言を吐く行為その他品位を損なう行為
- ⑤ その他LPGAの名誉、信用を損ない、又はゴルファーとしての品位を損なう行為
- ⑥ 法律、命令、規則その他の法令(条例を含む。)に違反する行為

第11条(競技短縮又は延期)

天候あるいは社会的事情により競技消化が不可能であるとLPGAが判断した場合、競技は短縮又は延期されることがある。

第12条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第13条(施行)

本規定は、平成31年1月1日から施行する。